

「地域特産物マイスター協議会」規約

第1条 本会は、「地域特産物マイスター協議会」という。

第2条 本会は、地域特産物マイスター制度により認定された地域特産物マイスター（以下「マイスター」と言う。）が、研鑽しつつ技術の伝承と開発に努めるとともに、相互の連携・交流とその推進を図ることにより地域特産産地の育成・発展及び地域農業の活性化に資することを目的とする。

第3条 本会は、その目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) マイスターとして必要な知識・技術の研鑽に関すること
- (2) ニュースレターの発行等情報の収集・提供に関すること
- (3) 会員相互の連携強化に関すること
- (4) その他本会の目的達成に必要なこと

第4条 本会は、マイスターに認定され、本会の目的に賛同する正会員と本会の趣旨に賛同する賛助会員（団体または個人）をもって構成する。

2 本会へ入会しようとする者は、所定の入会申込書を会長に提出するとともに、別に定める会費を納入する。

3 本会を退会しようとする者は、その旨会長に届け出なければならない。

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長2名
- (3) 理事若干名
- (4) 監事2名

2 役員は、総会において選任する。

3 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

第6条 本会の事務を処理するため、財団法人日本特産農産物協会に事務局を置く。

2 本会に顧問を置くことができる。

3 顧問は、総会の承認を経てこれを委嘱し、会長の諮問に応じて意見を述べることができる。

第7条 総会は正会員をもって構成し、毎年1回会長が招集して開催する。

2 総会は、正会員の3分の1以上をもって成立し、出席者の過半数の同意により決する。

3 委任状を提出した者は、これを出席した者と見なす。

4 総会の議長は、出席した会員の中から選出する。

第8条 本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもってあてるものとする。

第9条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり3月31日に終わる。

第10条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は役員と協議の上、会長が定める。

附 則

この規約は平成14年2月25日から施行する。

附 則

この規約の変更は平成28年2月22日から施行する。

○地域特産物マイスター協議会会費について

正会員会費：入会金として初年度のみ徴収する。1口 3,000円

賛助会費：1口 3,000円